

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第45号）（教育委員会事務局指導部北総合支援学校分校開設準備室）

障害のある児童及び生徒の教育環境の充実を図るため、次のとおり京都市立北総合支援学校中央分校を設置することとしました。

名 称	位 置
京都市立北総合支援学校中央分校	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町 602番地の1

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例

京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。

本則第2項中「特別支援学校」の右に「及びその分校」を加える。

別表京都市立北総合支援学校の項の次に次の1項を加える。

京都市立北総合支援学校 中央分校	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町602番地の 1
---------------------	--------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部北総合支援学校分校開設準備室)